

## 「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」素案について

〔令和3年1月19日〕  
人権男女共同参画課

## 1 策定の趣旨

県の人権啓発に関する施策を推進するための実施計画である広島県人権啓発推進プラン(第4次)が今年度で終了することから、これまでの成果や課題を検証し、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、広島県人権啓発推進プラン(第5次)を策定する。

## 2 プランの概要

## (1) プランの期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

## (2) 前回プランからの変更点

## ①目指す姿(5年後の人権啓発の姿)

- 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」(「心の性」とも言われる。)や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

## ②モニタリング指標・関連指標

- このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、関係する課題も多岐にわたることから統一的な成果指標は設定せず、県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」において、その数値の動きを注視していくこととします。

| モニタリング指標                                     | 現状値           |
|----------------------------------------------|---------------|
| 「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合<br>【県民意識調査】 | 32.4%<br>[R2] |

- また、人権課題(12分野)ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。

この「関連指標」は、その課題に関連する県計画がある場合はそれぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また関連する県計画が無い場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。

### ③効果的な啓発の実施

#### ○情報の共有と活用

県政世論調査などの統計データを活用し、県民の関心について「女性」と「子供」など関係性が強い課題同士や、関心が高い課題と比較的低い課題や新たな課題について、啓発の実施内容・時期・対象などの組み合わせを行うことで、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

#### ○時機を捉えた啓発

社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、時機を捉えた啓発を行います。

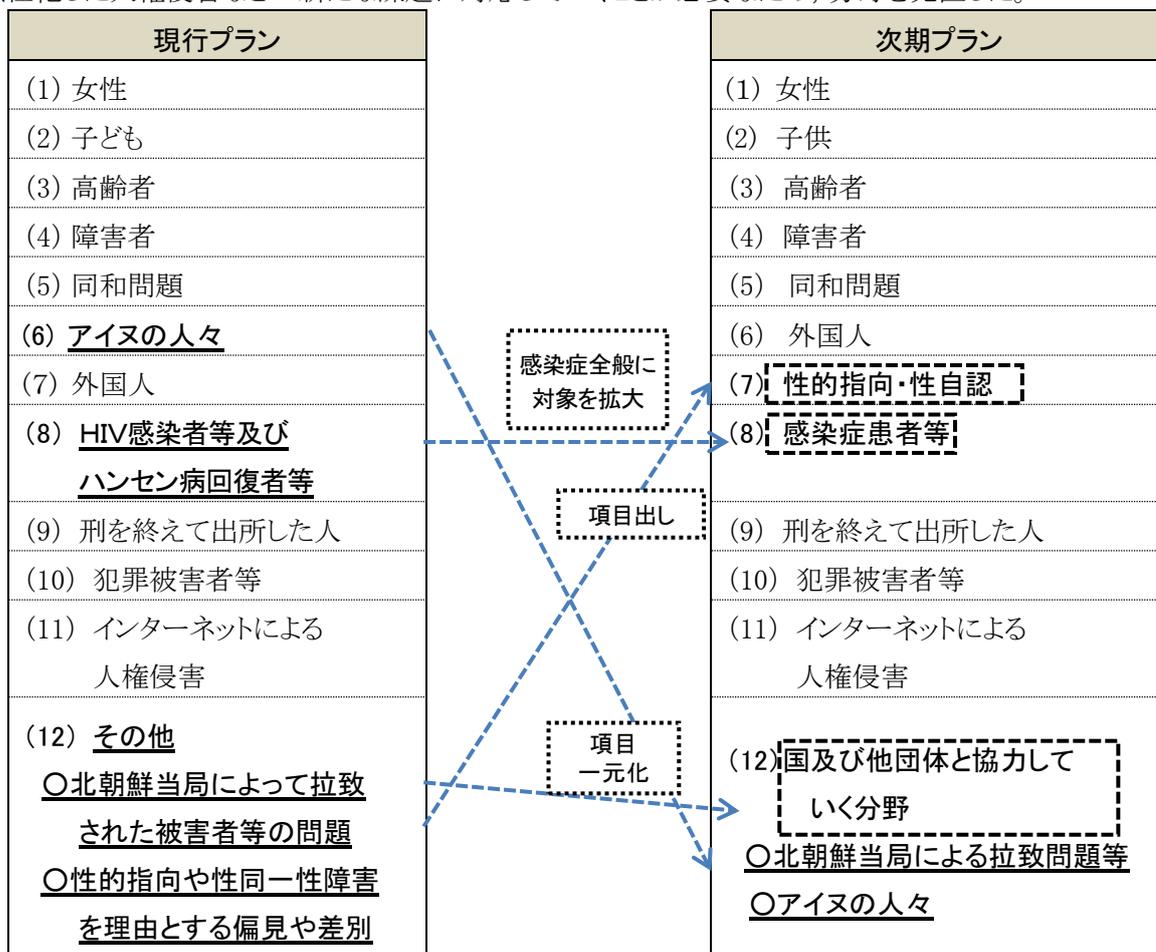
#### ○フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、モニタリング指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表します。併せて広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。

### ④各人権課題の分野の見直し

○ 性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染拡大に伴い顕在化した人権侵害などの新たな課題に対応していくことが必要のため、分野を見直した。



### (3) 分野別の取組

| 分 野                                           | 取 組 の 方 向                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①女性                                           | <p>性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。</p> <p>また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p> |
| ②子供                                           | <p>児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健全な育成のための情報提供や啓発に取り組みます。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p>                                                                                             |
| ③高齢者                                          | <p>高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p>                                                                     |
| ④障害者                                          | <p>障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p>                                                                                 |
| ⑤同和問題                                         | <p>同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。</p>                                                                                                                       |
| ⑥外国人                                          | <p>地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。</p>                                                         |
| ⑦性的指向・性自認                                     | <p>性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p>                                                                                                       |
| ⑧感染症患者等                                       | <p>感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。</p>                                                                                                                         |
| ⑨刑を終えて出所した人                                   | <p>刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。</p> <p>実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。</p>                                                                                               |
| ⑩犯罪被害者等                                       | <p>犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。</p>                                                                              |
| ⑪インターネットによる人権侵害                               | <p>インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。</p>                                                                                                                   |
| ⑫国及び他団体と協力していく分野<br>・北朝鮮当局による拉致問題等<br>・アイヌの人々 | <p>北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。</p> <p>先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。</p>                                                                        |

### 3 今後のスケジュール

- 1月20日 パブリックコメント開始
- 3月中 プラン策定